

別表1 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る申請手数料

(単位:円、税込(税率10%))

<ul style="list-style-type: none"> <li>●一戸建ての住宅</li> <li>●長屋</li> <li>●重ね建て住宅</li> <li>●共同住宅(共用部分を除く)</li> </ul>	住戸数	1戸	単独審査	38,500	
			併願審査 (右記の評価・審査と合わせてBELS評価を受ける場合)	長期使用構造等確認の依頼をするもの	5,500
				設計住宅性能評価の評価を受けるもの ※1	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●長屋</li> <li>●重ね建て住宅</li> <li>●共同住宅(共用部分を除く)</li> </ul>	住戸数	2-5戸		62,700	
		6-10戸		85,800	
		11-25戸		117,700	
		26-50戸		161,700	
		50戸以上		別途見積	

※ 計画変更の場合の手数料は上記審査料金(税抜)の2分の1の額とし、1,000円未満を切捨てる(消費税は別途)。ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,200円(税込)とする。

※ 評価書を再交付申請する場合の手数料は2,200円(税込)とする。

※1 5-1(断熱等性能等級)又は5-2(一次エネルギー消費量等級)が等級1であるものを除く。